平成２１年（フ）第１６０号
北海道小樽市赤岩２丁目33番４号
債務者　石井　清隆
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９３号
北海道小樽市桂岡町２番１号　ウェルヴィラ桂岡104号
債務者　山崎　紅美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９５号
北海道苫小牧市宮前町４丁目１番３号　グランアルトＡ101、申立時の住所北海道苫小牧市のぞみ町３丁目６番21号
債務者　畠　　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１１３２号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台１丁目８番14―６号
債務者　橋本善太郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２８号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目13番地16
債務者　内海　　学
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２９号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目13番地16
債務者　内海　典子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３３号
仙台市宮城野区小田原１丁目８番33―1101号
債務者　渡邊　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３６号
仙台市若林区南小泉２丁目５番８号　ファミール小林306
債務者　近本喜代子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
福島県相馬郡飯舘村小宮字山辺沢680番地
債務者　佐藤　吉男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６２号
福島県南相馬市原町区仲町３丁目７番地　仲町団地７号棟505号室
債務者　渡部　重光
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６３号
福島県相馬市日下石字町場71番地
債務者　法村真理子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３９９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2377番地南団地４―76号
債務者　市村　英弘
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５０号
水戸市新原１丁目16番22号
債務者　中野　一郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４７９号
茨城県常陸大宮市三美2208番地の５
債務者　河野　　宏
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８５号
水戸市元山町２丁目３番36―202号　雨谷マンション
債務者　生方　ミサ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８６号
茨城県ひたちなか市相金町38番地９
債務者　川又よし子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９１号
茨城県鉾田市畑田1465番地２
債務者　城田　昌一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９８号
茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目９番23号　鴨志田住宅５号棟
債務者　ドミンゲストボンアドリアナデルソコロ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所